

延長保育料について

(1) ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯

区分	時 間	延長保育料	区分	時 間	延長保育料
保育短時間認定	平日（月～金）【契約者】	午前 7:30-8:30	保育標準時間認定	平日（月～金）【契約者】	※午前7：30～8：30 午後4：30～6：30までは 利用者負担額（保育料）に含まれます。
		午前 8:00-8:30			
		午後 4:30-5:00			
		午後 4:30-5:30			
		午後 4:30-6:00			
		午後 4:30-6:30			
		午後 4:30-7:00			
		一時及び緊急（1回）			
	【随時者】	午前 7:30-8:30	【随時者】	午後6:30-7:00	月額 1,000 円
		午前 8:00-8:30		午後6:30-7:00	30 分まで 250 円
		午後 4:30-5:00			
		午後 4:30-7:00			
	土曜日【随時】	午前 7:30-8:30	【随時者】	※平日（月～金） 南・西・北保育園午後6：30終了 大口中保育園のみ午後7：00終了 ※土曜日保育は午後5：30終了	
		午前 8:00-8:30			
		午後 4:30-5:00			
		午後 4:30-5:30			

備考

- ① 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯については、延長保育料を無料とします。
- ② 市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯で、子ども等が2人以上いる場合
第2子：延長保育料×0.5 第3子以降：0 円
- ③ 市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯で、同一世帯から 2 人以上延長保育を利用して
いる場合 第2子：延長保育料×0.5 第3子以降：延長保育料×0.1
- ④ 市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯のうち、18 歳に達する年度内の子どもが 3 人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年 児	階層区分	延長保育料（月額／人）
3 歳児以上		延長保育料×0.8
0～2 歳児	第4階層	0 円
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

- ⑤ 備考3及び備考4の規定は、順に適用されます。

※兄弟利用の利用料軽減については、次のページをご確認ください。

(2) ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯

区分			時 間	延長保育料	区分			時 間	延長保育料
保育短時間認定	平日 (月～金) 【契約者】	保育標準時間認定	午前 7:30-8:30	月額 1,000 円	平日 (月～金) 【契約者】	※午前7：30～8：30 午後4：30～6：30までは 利用者負担額（保育料）に含まれます。			
			午前 8:00-8:30	月額 500 円					
			午後 4:30-5:00	月額 500 円					
			午後 4:30-5:30	月額 1,000 円					
			午後 4:30-6:00	月額 1,500 円					
			午後 4:30-6:30	月額 2,000 円					
			午後 4:30-7:00	月額 2,500 円					
			一時及び緊急（1 回）	30 分まで 125 円 以降一律 250 円					
	【随時者】	保育標準時間認定	午後 6:30-7:00	月額 500 円	【随時者】	午後 6:30-7:00 30 分まで 125 円			
			午前 7:30-8:30	1 回 250 円					
			午前 8:00-8:30	1 回 125 円					
			午後 4:30-5:00	1 回 125 円					
	土曜日 【随時】	保育標準時間認定	午後 4:30-7:00	30 分まで 125 円 以降一律 250 円	【随時者】	※平日（月～金） 南・西・北保育園午後6：30終了 大口中保育園のみ午後7：00終了 ※土曜日保育は午後5：30終了			
			午前 7:30-8:30	1 回 250 円					
			午前 8:00-8:30	1 回 125 円					
			午後 4:30-5:00	1 回 125 円					
	土曜日 【随時】	保育標準時間認定	午後 4:30-5:30	1 回 250 円	【随時者】	※平日（月～金） 南・西・北保育園午後6：30終了 大口中保育園のみ午後7：00終了 ※土曜日保育は午後5：30終了			
			午前 7:30-8:30	1 回 250 円					
			午前 8:00-8:30	1 回 125 円					
			午後 4:30-5:00	1 回 125 円					

備考

- ① 市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯については、延長保育料を無料とします。
- ② 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の世帯で、同一世帯から 2 人以上延長保育を利用して
いる場合 第 2 子：延長保育料×0.5 第 3 子以降：延長保育料×0.1
- ③ 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の世帯のうち、18 歳に達する年度内の子どもが 3 人以上
いる世帯で、第 3 子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年 児	階層区分	延長保育料（月額／人）
3 歳児以上		延長保育料×0.8
0～2 歳児	第 4 階層	0 円
	第 5 階層及び第 6 階層	延長保育料×0.4
	第 7 階層	延長保育料×0.8

- ④ 備考 2 及び備考 3 の規定は、順に適用されます。

※兄弟利用の利用料軽減については、下記をご確認ください。

○兄弟利用の利用料軽減について（（1）及び（2）世帯共通）

・随時者については、同一の時間帯において兄弟で利用した場合のみ軽減が適用されます。どちらか一人のみの利用となった場合や、異なる時間帯で利用した場合は、満額徴収となります。

・契約者については、同一の時間帯において兄弟で申込した場合のみ軽減が適用されます。どちらか一人のみの申込となった場合や、異なる時間帯で申込した場合は、満額徴収となります。